

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員等のさらなる処遇改善を図るため、令和元年10月より『介護職員等処遇改善加算』が増設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算をうけるため、以下の通り要件を充足しています。

### 1. 介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

算定する加算の区分

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）

現行の処遇改善加算の取得状況

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

### 2. 職場環境要件

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・さまざまな研修や資格取得に関する情報を掲示等で発信し、受講を促し、資質の向上に努める。特に介護福祉士資格取得者には資格手当を支給する。</li></ul>
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規採用職員の早期離職防止のため、定期的な面談を行い、職場での多岐にわたる不安の解消に努める。</li><li>・年次有給休暇取得の推進を積極的に行う。</li><li>・近年の労働災害を重視し、こころの健康に配慮するため225項目に及ぶストレスチェックを実施する。</li><li>・タブレット端末等ICTの活用により、介護職員の事務作業効率化を進める。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民の方々を対象に、施設の見学や介護諸制度の説明を行っている。</li><li>・非正社員から正社員への転換を奨励している。</li></ul>

3. 『見える化要件』については、本ホームページの情報公開をもって満たしています。